

航空大学校が今後講じる再発防止策について

①実科教官の医薬品使用に関する認識の徹底

- ・教官全員に「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」（航空局乗員課長通達）の内容を周知徹底する。
- ・乗務時の薬の使用について可否の判断が難しい場合は、指定航空検査医の確認を受けるまで航空業務を実施しない旨、運航規程に規定化する。
- ・教官任用、定期審査時に医薬品の取扱いに関する知識を審査担当者が確認する。

②実科教官の健康状況、医薬品使用に関する状況把握の改善

- ・薬の処方を受けた場合、市販薬を購入して服用する場合に管理職への報告を義務付ける。

③航空身体検査時の状況把握

- ・航空身体検査時における申告の状況、医師からのコメント・所見等について管理職への報告を義務付ける。
- ・管理職は、各教官の航空身体検査の実施状況、特に各教官が申告した常用薬及び医師からのコメント等を把握する。